

議案第7号

総社市水辺の楽校指定管理者の指定について

総社市水辺の楽校指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 総社市水辺の楽校 そうじゃ水辺の楽校
きよね水辺の楽校
- 2 指定管理者の名称 サポートそうじゃ水辺の楽校
- 3 指定管理者の所在地 総社市富原920番地
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月24日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

総社市水辺の楽校指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

総社市水辺の楽校の指定管理者の概要

(1) 指定管理者となる団体の概要

- ・ 名称 サポートそうじゃ水辺の楽校
- ・ 代表者 楽校長 下山 仁司
- ・ 所在地 総社市富原920番地
- ・ 設立 平成15年4月1日

(2) 選定の経緯

総社市水辺の楽校の管理運営は、総社市水辺の楽校条例第3条の規定により、地域住民で組織された法人その他の団体であって教育委員会が指定するものに行わせることとしている。そのため、総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、選定に当たっては公募によらないこととし、地域住民等で組織されたサポートそうじゃ水辺の楽校から指定管理者指定申請書を提出させ、内容を審査したところ、適切であると判断したため、当該団体を指定管理者として選定したものである。